

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

看護職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護職員修学資金貸付条例（昭和37年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第22条</u>に規定する<u>母子健康センター</u></p> <p>カ～サ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務（<u>母子健康センター</u>にあつては助産師の業務に、特定町村にあつては保健師の業務に限り、看護職員養成施設にあつては規則で定める教員の業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設をいう。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>オ 母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>母子健康包括支援センター</u></p> <p>カ～サ [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(貸付け)</p> <p>第3条 修学資金は、看護職員養成施設に現に在学している者で将来特定施設等において看護職員の業務（<u>母子健康包括支援センター</u>にあつては助産師の業務に、特定町村にあつては保健師の業務に限り、看護職員養成施設にあつては規則で定める教員の業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするもの又は保健師、助産師若しくは看護師の免許を取得し、かつ、大学院修士課程に現に在学している者で将来大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しようとするものの申請に基づき、その者に、知事が選考</p>

し付ける。

により貸し付ける。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。